

マージン率等に係る情報提供

神奈川電設株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象 2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日)

記

- 1 派遣労働者の数

0 人
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

0 社
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額

該当なし
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額

該当なし
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

該当なし
- 6 関する派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営担当 TEL0467-83-1235

種類	対象者	実施人数	方法	実施主体	実施期間	費用負担
新規入場教育	派遣労働者	0	off-JT	派遣元事業主	8h	無
職能別訓練	派遣労働者	0	OJT	派遣元事業主	8h	無
階層別訓練	派遣労働者	0	OJT	派遣元事業主	8h	無

- 7 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を低稀有しているか否かの別

労使協定を締結していない
- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

特になし